

令和 7 年(2025 年) 1 1 月 7 日
保 健 部 地 域 医 療 課

下関市夜間急病診療所に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市夜間急病診療所に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、令和 7 年 1 2 月議会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名称 下関市夜間急病診療所
- ②所在地 下関市大学町二丁目 1 番 3 号
- ③施設内容 夜間等における急病患者に対し、応急の診療を行うことを目的に、医療法により開設許可を受けた診療所として、内科と小児科の診療を実施

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名称 一般社団法人下関市医師会
- ②所在地 下関市大学町二丁目 1 番 2 号
- ③主な業務内容 地域医療関係事業のほか、市からの委託事業（予防接種・健診事業、川中地域包括支援センター、医療・介護連携推進事業）等を実施

2 選定までの経緯

令和 7 年 1 0 月 1 4 日 非公募により申込書の受付開始

令和 7 年 1 0 月 2 2 日 申込受付の終了

令和 7 年 1 1 月 6 日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）から下関市長が意見書を受理

令和 7 年 1 1 月 7 日 下関市が指定管理候補者を選定

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）を開催し、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込者の経営状況を説明する資料等により総合的に審議された結果、申込者についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）の委員（5人）

学識経験者	大倉 美鶴（下関市立大学教授）委員長
経営又は財務に関する有識者	坂井 孝義（税理士）
当該指定管理施設又はそれに類似する施設の管理運営又は利用に関する有識者	伊藤 直弥（下関市PTA連合会会長） 大方 弘行（消防局警防課長） 八角 誠（保健部長）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙1のとおり

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、最低制限基準（全ての項目が標準点であった場合の得点）を64点としました。

6 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）の審査結果

（1）採点結果

a 委員	b 委員	c 委員	d 委員	e 委員	合計点	平均点
68	73	84	72	94	391	78.2

（2）下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）の答申

一般社団法人下関市医師会は、下関市夜間急病診療所の指定管理候補者として適当である。

（3）議事録（概要）

別紙2 令和7年度下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）議事録（概要）のとおり

7 選定結果

下関市は、下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）の意見及び選定の基準に基づいて総合的に審査し、申込者を指定管理候補者として選定しました。

（１）主な提案内容

別紙３ 事業計画書等のとおり

（２）選定の主な理由

ア）下関市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例第４条第１項各号に定める選定の基準を満たしているため。

イ）下関市指定管理候補者選定委員会（下関市夜間急病診療所）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 指定管理料

５年間の平均額 １０，０００，０００円

５年間の合計額 ５０，０００，０００円